# 文化庁月報



1983-11

No.182

【表 紙】

アニメーション 「おこんじょうるり」

> 解説は14ページ 題字デザイン・桑山弥三郎 カット・林美紀子

# もくじ

天然記念物に思うこと

加藤陸奥雄

## 随想

歴博の盲伝

土田直鎮8

昭和58年度東日本地区 文化振興会議を終えて

茨城県教育庁文化課 10

昭和58年度西日本地区

文化振興会議を終えて

滋賀県教育委員会事務局文化振興課 12

東京都文化振興条例について

東京都生活文化局コミュニティ文化部

振興計画室 15

-	文化ケニュース	
	昭和58年度文化勲章受章者、文化功労者決定	17
	昭和58年度文化財愛護全国研究集会	18
	昭和58年度地域文化功労者表彰	19
	史跡の指定等	22
	昭和58年秋の褒章受章者決まる	24
	昭和58年秋の勲章受章者決まる	24

国宝鑑賞シリーズ⑥ 28 国立劇場ニュース 31

地域文化活動紹介シリーズ 7 北海道清水町

# 天然記念物に思うこと



合もある、と同じ本に書き加えられてある。 法の制定以来、同法の対象とするものをさす場 般は文化財という言葉からはまさにこのような ものを認識していると思われるが、文化財保護 るものをいう、と物の本に書いてある。 てつくり出された事物・事象で文化的価値のあ 文化財とは一般的には人類の文化活動によっ 国民

を拡大してそれらの保存をはかるために制定さ 俗資料や埋蔵文化財等をも加えて文化財の範囲 史蹟名勝天然紀念物保存法を包括し、それに民 宝保存法、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律、 れたものであった。その中で史蹟名勝天然紀念 もともと文化財保護法はそれ以前にあった国 古社寺保存法を準用

天然記念物の保護、保存に関連しておこってい っているといえよう。 る社会的問題はすべてこのこととかかわりをも われる。わが国において天然記念物、 自然的な

中では、一般的に認識されている文化財、すな

こうしてみてくると文化財保護法なるものの

ものとみられるものであるように思われる。

を記念するものではなく、

文化活動にかかわる

されているが、これらは必ずしもわが国の自然

は栽植された名木

巨樹、老樹等もその対象と

れに加えて技術的創造の世界といわれるものを けが二つの世界をもっているといわれる。 といわれる中で生活しているが、 も含めてすべての生きものは生物的自然の世界 もっている 地球上に生存している生きものの中で人類だ 人類だけはそ 人類

として一括され、

しかもそれが古社寺保存とい

われるし、異質的なものが史跡名勝天然記念物 もの、というものが根幹とされているように思 わち人類の文化的活動によってつくりだされた

のことがうかがわれる。

ともあれ、文化活動というものも、それが舞

うとらえ方に出発点をおいていることからもこ

てここで論議することはしないが、 題をひきおこし、環境問題を提起することにな 然の世界の摂理にもとるものであってはならな 世界を舞台としていることを考えると生物的自 人間が生きものであることからみても、 してあるものではなく、この世界の主役である 文化的活動はまさにこの世界で行われるもので 変革して技術的創造の世界をうちたててきた。 知をはたらかせて自然にはたらぎかけ、 の中にその生をゆだねてきた人類は、 ったのは周知のことであるが、このことについ 元来、他の生きものと同じように生物的世界 であろう。このことに欠けるところが公害問 しかし、この世界が生物的世界と対立 ともあれ、 創造の英 自然を 生物的

保存について考えてみると、

保護、保存という

された文化財を後世に引継いでいくための保護 つの見識といえよう。しかし、このように拡大 ものに加えて自然的なものを包括したことは一 文化財の定義を拡大して、いわゆる人文的なる ないことを考えると、文化財保護法において、 台となる自然風土とのかかわりなしにはあり得

ことをますます明瞭なものとしているように思

変革をもたらしている現代社会においてはその

特に人類の諸活動が自然に対して激し

あり、両者の間に著しく異質なものがあるとい 自然的文化財とは軌を一にして扱うには問題が もののとらえ方、そのあり方は人文的文化財と

(東北 大学 名誉教授)

延長にあるという経緯は現在の天然記念物の指 に思える。 定とその保護に関連して注意をひくことのよう して名勝、旧跡の保存がはかられてきたことの

定義づけている。この四つの柱の中で前三者は 質鉱物等を含んでいる。その内容からみると三 含している。記念物には貝塚、古墳、 事象そのものであるといえる。しかし第四の柱 明らかに一般的に文化財と誰でもが認識してい 化財、民俗資料、 の記念物はそれとはかなりに異質性のものを包 る人類の文化活動によってつくりだされた事物 つに分けられるが、 文化財保護法は文化財を有形文化財、 山岳その他の名勝地、及び動物、 旧宅等々の遺跡と庭園、橋梁、 と記念物の四つの柱をたてて それがそれぞれは史跡、 植物と地 峡谷、 都城跡、 無形文

> が他の二つはかなりに趣を異にしている。 中で史跡は明らかに人類文化活動の所産である 史跡名勝天然記念物の名勝にかかわる指定基 天然記念物とされているものである。

みると例えば日本に固有な畜養動物や並木或 の、と指定基準に示されているが、その項目を 然記念物についてはわが国の自然を記念するも に自然的な、 文化活動の所産であるのに対してその他はまさ 築堤がこれに当たるものであろうが、 のには項目として掲げられた公園、庭園や橋梁 ……とされていることは注意する必要がある。 ……につづいて、また人文的なものについては いものであって、 準に、すぐれた国土美として欠くことのできな 人文的なものについては、とうたわれているも と呼ばれるものである。 その自然的なものにおいては 一方、天 明らかに

ものに大きなかかわりをもっていると思われる。 でいう人文的文化財と自然的文化財といわれる この二つの世界を区別して認識することはここ

二つの植物は前に述べた二つの世界で生育の場 画面にとらえるときにこの二つは果たして区別 を異にして育っていることと思いあわせると、 があまり見られないが、近現代においてはこの ある。近現代の花鳥風月画にはこのような画面 く渾然一体となって画面を構成していることで は栽培花卉植物と野生植物とがきわめて調和よ て生きものではあるけれども、注意をひくこと ろで画面にとらえられている花鳥はまさにすべ 本人の心を表現してあますところがない。とこ 月にかかわるすぐれた芸術作品が多いことは日 るという。 して認識されているのであろうか。 日本人は古来花鳥風月を愛してきた人間であ 淋派の画に代表されるように花鳥風

とともに借りた自然景観は技術的創造の世界に 別して認識していないといえよう。時代の進展 った景観をかもしだしている。二つの世界を区 的景観といわゆる人文的景観とが渾然一体とな 一つの大きな役割をもっている。そこでは自然 えられている。借景といわれるものはその中で 日本庭園は独持のものとしてその価値がたた

てしまった例は数多くみられる。 しまい、その庭園は全くその本来の価値を失っ とりいれられてそこに人文的景観を創りだして

をさえひきおこしている事例は多い。ひいては

であり、 生活の場を人間が与えているのではなく、い はや野生動物ではないし、高崎山のサルもそう 化の方向をたどることになる。奈良のシカはも げしい。その結果としてこれら野生動物は家畜 与えることによって愛護の手をさしのべるきら 生活しているものであるにもかかわらず、餌を これとはちがって生物的自然の世界の生きもの よって与えられなければならない。野生動物は げた動物であることからすれば当然のことなが 愛護することは餌をやることと同義とさえ認識 ていることから提起された問題が多い。動物を れら二つの動物を区別して認識することに欠け 動物とがあることはすでに述べた。ここでもこ のではないことから、これらの野生動物と観光 ば人間社会、技術的社会の中にとりいれている なりつつある。家畜化の方向をたどりつつも、 ら給餌はもちろんひろく生活の場も人間の手に ペットと言われるものを含めて人間がつくりあ されているふしがある。畜養動物は愛玩動物、 天然記念物の指定基準の中に畜養動物と野生 がある。観光地とその周辺においてそれがは 自然の摂理、自然生態系の要素として ひろくは人間社会との間に摩擦現象 b

ならないのは理の当然である。しかし、この立 態環境そのものの維持、保全をはからなければ 本的原理には、さまで異なるところはないであ であることからすれば、その保護のあり方の基 なことと言わなければならない。同じ生きもの のあり方について欠けるところが多いのは重要 日本人の古くからつづく歴史の中で、これら二 物はまさに生きものとしての共通性はあるもの きものでありながら、そしてそれなるが故であ 動によってつくりだされた文化財についてはき 文化財に対し、 天然記念物指定返上論にまで進展してしまう。 場からの学問的研究はそれぞれの生きものにつ それの生存を支えている生物的自然の世界、 なければならない。野生の生きものについては ろうが、具体的方策は根本的にちがったもので あろうか、特に野生の生きものについての保護 つを区別して認識しないきらいがあったからで の世界のものとの二つがある。にもかかわらず の文化活動の所産としてのものと、 ろうか、記念物として一括されている動物、植 わめて単純明快でこの種の問題はない。 いて十分であるとはいえない。このことは今ま で述べてきた視点にたっての対応に欠けるとこ 記念物として一括してとりあつかわれている 純粋に直接的に人類の文化的活 生物的自然 同じ生 生

ᄱ

的活動の所産であるものがかなりあるけれども すでに述べたように性格的にいって人間の文化 物的自然の世界に属するものである。 方がはるかに多い。すなわち、すでに述べた生 名勝天然記念物として指定されているものには - わゆる自然的なものという範囲に入るものの

義があろう。問題なのはその自然的文化財をど 的文化財に止めずに自然的文化財をも包括する れたように文化財といわれるものの定義を人文 ててくれた文化財であるといえよう。すでに触 によって直接的につくりだされたものである一 等のいわゆる人文的文化財は人間の文化的活動 であるとすれば、有形無形の文化財や民俗資料 のあり方であろう。 ものとして保護の対象としたことには重要な意 生物的自然の世界あっての技術的創造の世界 ようにして後世に伝えるかという保護の方策 いわゆる自然的文化財はそれをはぐくみ育

自然のままの姿をとって温存された。そのよう されつづけていくことになる。 で放置されたとしても、 な時代にあっては自然的文化財は指定したまま 時代は生物的自然の世界のひろがりもひろく、 人間の自然へのはたらきかけがはげしくない その姿はそのまま維持 しかし日本にお

> である自然の世界はほとんどないと言ってよい ている。言うならば日本にもはや十分に自然的 それが原因となり周辺の自然環境に変革を加え によって残された自然にも人為作業が加えられ づけている。加えてダムの建設や林道の開設等 自然をつぎつぎと蚕食してその面積を縮小しつ 術の発達した今日、大規模な開発行為は生物的 いてはもはやこのような状態ではない 機械技

生存をゆるさず、 て不十分でしかないと思えることである。すで 化財は生物自然の世界を生存の場としていると さえも思える。もっとも重要なことは自然的文 保護の方策には大きな問題がありすぎるように 自然文化財についての指定のあり方、その後の 壊されたために姿を消すか、消さないまでもそ されていないか、なされているとしてもきわめ の生活環境の維持保全についての方策が全くな 人為の影響をうけて指定物件である生きものの は管理方策に欠けるところがあるために環境が たものでも、その広さが不十分なため、あるい のことが重要課題となっている自然的文化財は に述べたように開発の進行と共に生活環境が破 こうした日本の現状の中で天然記念物の中の うことへの配慮の欠如である。 あるし、一方生活環境を含めて指定され 要は自然界の生きものである限り、 あるいはおびやかしている例 指定してもそ

> ろがあったことにも大きな素因がある。 栽植された植物を主役とする名勝

はり既に述べてきたように二つの世界を認識す 解していないといって言いすぎだとす ちがって文化的活動の所産であることをよく理 立っていることに原因があり、前述の場合とは 本体が生きものであるという単純なとらえ方に 分な対応がされているとは思えないし、これは よって連続的に伝承されていかなければならな 死と共に姿を消すのではなく後継ぎの植物体に るまいと思われる。それを形成する植物体は枯 るとその景観こそが維持されていかなければな 景観にこそ文化的活動の意義があることを考え はなくその植物体の集合状態がかもしだす環境 り、名勝や並木等は植物体の学術的価値だけで のではなく品種保存が指定の対象である筈であ ついてはその対象となった植物体だけが問題な いることが多いのには疑問がある。特定品種に いるにも拘らず同様な措置をもって対応されて 老樹といわれるものとは指定の趣旨が異なっ 例が少なくないが、これらは単に名木、巨樹、 物本体の枯死、損傷等によって指定解除になる や並木等については指定された対象となった植 る特定品種、 ることに欠けていたためというべきであろうか いものといえる。このようなことについても十 いささか趣を異にするが、例えば植物におけ れば、や

学問的調査研究が行われることが急がれなけれ ない。行政的対応と併行してそれに対応できる 究調査の結果は十分に整備されているとはいえ のそれを裏づけする視点にたっての生態学的研 ならないのであるといえよう。そうはいうもの 化をきたすことのないように管理されなければ ばなるまい。 の生存を支えるに十分な生態系が温存され、 変

表を行うものとされたが、現実的には有形文化 行うために文化財保護委員会が設けられ、加え らなのであろうか。 識されている文化財の概念に力点がおかれたか 設置されることはなかった。やはり一般的に認 特に自然的文化財に関しては、この種の機関が 財に焦点が当てられている。記念物について、 文化財に関する調査研究、資料の作成とその公 の収集、保管、展覧を行うものとされ、後者は ことは適切なことであった。前者は有形文化財 て国立博物館と国立文化財研究所が設置された 文化財保護法の制定と共にその運用と行政を

ことは重要なことなのである。 置の上でもきわめて異質的なものである 財の保存とは行政的措置の上でも技術的管理措 自然的文化財の保護乃至は保全は人文的文化

編集後 記

○今月号では加藤先生に文化財の もものについてお書き頂きました。 るものについてお書き頂きました。 や長野県の上高地などの天然記念物 や長野県の上高地などの天然記念物 や長野県の上高地などの天然記念物 でも痛みます。狭い国土に大勢の 心も痛みます。狭い国土に大勢の 心も痛みます。狭い国土に大勢の 心も痛みます。狭い国土に大勢の 心も痛みます。ない国土に大勢の 心が住んでいる我が国ではなおさ らのことあるがままの自然が貴重 です。 いのことあるがままの自然が貴重 です。 いの可と中心に文化財 保護強調週間がありました。これ を機会に改めてかけがえのない文 化財の意味について考えさせられ ました。

TEL(〇三)二六八-二一四一(代表)株式会社 ぎょうせい 営業課 体式会社 ぎょうせい 営業課

「文化庁月報」十一月号 (通巻第二八二号) 昭和58年11月25日印刷・発行 編 集 文 化 庁 市脚東家都平央区銀座7丁目4番12号 電新(〇日)二六八十二一同一(代表) 板行座 東京都将区西五軒町記番地 電新(〇日)二六八十二一同一(代表)

年間購読料 二、一六〇円(送料共)定 価 一八〇円(送料四五円)

<del>----- 31 -----</del>